

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域商社を軸とした地域産業活性化事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

大分県玖珠町

3 地域再生計画の区域

大分県玖珠町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

■進む人口減少（少子高齢化が地域産業へもたらす影響）

・人口

人口動態については、2015年には16,000人程度であった人口も、令和22年（2040年）には10,000人を下回る予測がされている。このことに伴い、地域の活力を担う生産年齢人口も8,390人から4,306人へと半数が減ることが予測されている。（リーサス、玖珠町人口ビジョンによる）

・産業

玖珠町は九州の中心部に位置し、山地に囲まれた盆地に所在しており、農業を町の基幹産業としてきた町である。

（関係する数値）

就業者数の内訳2020年：第1次産業（農林水産業）15.9%（全国平均3.5%）
基幹産業である農業についても、農業生産額は2020年の46億円から2021年には44億円と減少している。（リーサス産業構造マップ）また、2015年の農家戸数は1,633戸、農業従事者数は1,397人であったが、2020年の調査では1,414戸1,074人と減少している。（農林業センサス）

昨今の物価高や物流の2024問題により、従来の車両による農産物の輸送方法においては、輸送費のコストが課題となっており、従来の販路（直販）での見直しを迫られている。

（農産物を主に福岡県にて販売している 町内業者 令和5年度から令和6年度にかけて輸送コストが20,000千円アップ）

・雇用

玖珠町の産業全体としては、2016年の事業所総数は857事業所、従業者数5,488人であったが、2021年には793事業所、従業者数5,326人と縮小傾向にある。（経済センサス）

■課題解決のためのこれまでの経過

○新たな販路開拓

・コロナ禍前には大手販売企業と玖珠町とで合同フェアの開催を行った上で、商談会へとつなげたが、参加した5社（地域の農産加工品）からロット数や品質の確保が課題となり、商談に結びつくことはなかった。また、10数年前から福岡県にて毎年、玖珠町フェアとして事業所数社でPR活動を行っていたが、事業所の高齢化に伴い今年度にて終了した。その他にもイベントの開催や参加により、販売活動を重ねてきたが、その場限りの販売活動で終了しており、アンケート調査やSNS登録につなげること等の定量的に事業を見直すことを行っておらず、その後の販路確保に向けた取り組みとはなっていなかった。

・また、農業や観光部署がそれぞれで事業を行うことで、一貫性のない取り組みとなってきた。農業部署：年間3事業程度 観光部署：突発的なイベント対応

○魅力ある地域產品づくり

・平成時代に庁舎内にブランド推進室を立ち上げ、町内数社にブランド認定書の交付を行ったが、その後の事業展開もなく、また、事業担当者も異動となり、現在、認定事業者の把握もできない状況となっており、一過性の取り組みとなっている。

・令和2年から令和3年に、行政と地元事業者とでプロジェクトチームを結成し、新たな地域產品の開発や情報発信戦略の検討を重ね、協議会にて委員より様々な商品案は出たものの、商品開発の担い手が見つからないこと、具体的な手法が見いだせなかつたことから、その後の商品化までは繋がらなかつた。また主な情報発信媒体がチラシやパンフレットといった、アナログ的な手法となってしまったことも原因と考えられる。

・行政主導にて取り組んだが、専門的な知識不足や、人員不足により事業に集中して取り組める環境でないことも原因であったと考える。

○道の駅の活用

・地域の農産物を中心とした產品の販売先として、平成21年に道の駅を整備した。経営状況は現在売り上げが伸び悩んでいる。

・地域の產品が集まっている場でもあることから、新たな商品開発や販売戦略を講じたいところではあるが、担う人材がいない状況である。

・整備当初からの農産物や加工品、その他の物産品については、商品内容があまり変わっていない。

道の駅直売部門の売り上げ（コロナ影響前と直近のデータ）

平成31年度 231, 202千円 令和4年度 229, 834千円

レジ通過者数

平成31年度 340, 897人 令和4年度 286, 523人

■課題への考察

・玖珠町においては、人口減少や少子高齢化がもはや止まらないスピードで深刻化しており、このことが基幹産業やその他の産業の衰退を招き、地域経済縮小をどう克服するのかが最大の課題となっている。

・要因としては、玖珠町の基幹産業である農林業では、従来の販路に頼り切りになっており、新しい販路の拡大などが追い付いていないため業績の低下、人手不足により生産及び出荷量に制限がかかっている。

・また、これまでの取り組みを通じて、専門人材における戦略的な事業展開が欠けており、出荷体制の整備や先に挙げたブランド戦略、企業への商談等、地方自治体職員では枠組みを構築できたとしても、そこから商業戦略へと昇華させるには専門的知見が不足しており、新たな販路開拓へと繋がらないといった反省がある。さらにこれまでの取り組みには継続性のないものとなっている。

・新たな商流や販路開拓にはICT技術等を活用した事業展開が主流ではあるが、各業務プロセスにおいてデジタル技術の導入が遅れており、生産効率が低い。

・また地域產品の対外的な販路としての道の駅の売上は横ばい状態で、レジ通過者数は減少しているため積極的な経営戦略の導入が必要となっている。

4－2 地方創生として目指す将来像

【概要】

■地方創生（地域産業の活性化における取り組み）

- ・玖珠町では、玖珠町第6次総合計画及び第2期玖珠町総合戦略において、人口の自然増、社会増の両面から対策を進めるとともに、地域の活性化を図り、将来的に玖珠町が発展していくことができるまちづくりを進めることとしている。具体的な目標として、『I 地域に活力あるまちをつくる』『II 未来へつなぐひとを育てる』『IIIにぎわいと活力を興すしごとをつくる』を掲げている。
- ・その中で、基幹産業である農林業については、農産物の生産向上策として第6次産業化を推進しながら、農産物に付加価値をつける取り組みを行い、農産物の生産拡大と出荷体制の強化、販路の開拓・拡大に取り組み農業者の所得の安定と向上に向けた支援を行うこととしている。
- ・また、町内の産業の半数以上を占める商工業との連携の促進を図り、商品の開発の促進を図ることとしている。
- ・玖珠町では、上記の計画を促進する一環として、出荷体制の整備や、町内2ヶ所に整備した道の駅にて直販による販路の確保や商業戦略を行ってきた。また、行政主導のもと、農産物を主力とした地場産品のブランド化を行うため、専門部署を設け取り組んできた経過もある。

■目指す将来像

地域産業が活性化し、人材の確保ができる様々な施策を総合的に行うことで人口減少の抑制を図り『将来にわたり玖珠町が発展していくことができるまちづくり』を目指す。

○次世代を見据えた、経済を牽引し地域の経済循環と活性化が行われる持続可能な、地域商社を軸とした地域産業活性化事業（ICT技術やデジタル技術の活用・既存の道の駅の再活性化）の構築

・人口

2024年3月現在、玖珠町の人口は13,888人（住基人口）であり、総合戦略策定時に推計した数値より速いペースで人口減少が進んでいる。

産業や地域を維持するためにも、2040年までに11,000人程度の人口の維持を目指す。

（関連する数値目標）

玖珠町の人口 15,823人（2015年）→11,747人（2040年）

・産業

玖珠町の気象条件や自然を活かした水稻と畜産・夏秋野菜や、水を主体とする地域産品により、農業及び商業において、経営基盤の安定や強化を図り、所得の安定と向上を目指す。

（関連する数値）

玖珠町農林水産出荷額 44億円（2021年）→46億円増額（2026年）

・雇用

上記産業の振興策を講じることで、雇用の機会を増やし、人材の維持・確保を行い、併せて次代を担う世代の確保を行う。

（関連する数値）

農業従事者数 1,397人（2015年）→維持又は増（2026年）

町内従業者数 5,326人（2021年）→5,488人（2016年数値）（2026年）

【数値目標】

KPI①	地域における農林水産出荷額						単位	億円
KPI②	本事業による地域産品の売上高						単位	千円
KPI③	地域商社の雇用者数						単位	人
KPI④	情報コンテンツの利用数 閲覧数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)	2029年度 増加分 (6年目)	KPI 増加分 の累計
KPI①	44.00	0.50	0.50	1.00	-	-	-	2.00
KPI②	0.00	8,000.00	33,000.00	45,000.00	-	-	-	86,000.00
KPI③	0.00	2.00	0.00	5.00	-	-	-	7.00
KPI④	0.00	53,000.00	7,000.00	1,000.00	-	-	-	61,000.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域商社を軸とした地域産業活性化事業

③ 事業の内容

■『地域商社』の設立

- これまでの地域産業の活性化を図るための、新たな販路開拓や魅力ある地域産品づくりに関する施策を振り返ると、過去の取り組みの延長線上では上手くいかないと考える。

また、行政主導では専門的な取り組みはリソース（人・物・金・情報）も足りず、ノウハウもなく現実的に困難な状況である。

構造的な課題の解決方法を模索する中、杵築市（大分県）がICT技術を含むデジタル技術を活用した流通、販売戦略やそのシステム等の構築、企業と連携した特産品の開発等を一体的に推進する手法を取り入れた『地域商社事業』に着目した。さらに、道の駅を再活性化させ販路を再開拓している地域商社への視察も行い、研究を重ねた。

地域商社の活用は、将来像実現のために有効な手段であると考え、令和5年度に地域商社を軸とした地域産業の活性化策についての事業計画を策定した。

地域商社という新しい組織を立ち上げ、ICT技術を含むデジタル技術の活用、商品開発やマーケティングなど、専門知識と新たな雇用を作り、専門的な人材による営業強化を含めた、戦略的な地域経済の回復を目指し、地域経済の縮小の克服を図ることで、将来に渡り玖珠町が発展していくことができるまちづくりを実現させる。

■事業推進のために軸となる地域商社設立事業

(1年目)

商社形成のための基盤整備として、市場調査や地域産品の整理や商品開発のための調査業務を行う。

情報発信事業として、取材・撮影・編集を行いコンテンツ制作し、Webページを作成し地域商品の販路を開拓する。また、各メディアへの広告・発信も併せて行う。

デジタル技術の導入に伴い、事業期間中にトレーニングプログラムも併せて行い人材の育成を行う。

(2年目)

基盤整備を引き続き行いつつ、外部への販路開拓に向けた取り組み、組織づくりに本格的に着手し、終盤に地域商社を民間資本にて行う。

1年目に整理した地域産品の商品開発を実行する。

情報発信事業はコンテンツ作成を行いつつ町外でのリアル販促イベントも展開する。

地域商社のもう一つの販路や新たな商流の場として、道の駅との連携事業を始める。

道の駅の集客力を高め、地域特産品の販売を強化するため、商社主導で積極的な経営戦略を導入する。

(3年目)

地域商社で得た利益をもとに、更なる地域課題を解決する事業へ投資することで、自治体の予算に頼らず、自走して地域課題を解決出来る循環を目指す。

道の駅と連携した商品開発、販路開拓、販売展開

事業期間2年目から3年目にかけ、町内にある道の駅にて、経営分析を行った上で、道の駅にて取り扱っている地域の産品を活用し、商社の自社商品開発として、企画・開発・販促を行う。

政策・施策間連携に向けた取り組み

地域商社にまちづくり事業推進機能を設け、民間の専門的知見や活力を活用した、連携体制を構築する。

具体的には、衛星データを活用した特選米（宇宙米）の販売や販路開拓、スポーツツーリズム事業の展開を予定しており、2つのビジネスモデルの調査検討を行う。

新たな財源確保の調査、研究（水田DX）

地域商社に導入するICT技術を含むデジタル技術の活用し、衛星データを活用した、水田の水の管理を遠隔操作で行うことで、人手不足を補い、この事業によりカーボンクレジットの獲得を目指す。

■ICT技術を含むデジタル技術の活用

・本事業を推進するうえで、市場調査や新たな商流の確保、地域の情報を発信するうえでICT技術を含むデジタル技術を活用する。

(地域產品の整理、WEBページ制作、コンテンツ作成、広告宣伝、OEM企画開発取扱い、販路イベントの際にポータブル決済端末の導入等)

・また、事業期間終了後に自走できる体制を構築するために、トレーニングプログラムを実施し、自治体職員、商社社員の人材育成を図る。

①地域產品の販路開拓、情報発信事業

地域產品の取材・撮影・ライティング・編集作業を行い、コンテンツを作成し、販売ポータルサイトのページを作成しWebページを制作する。また、Webでの広告・発信を行う。効果を把握するため、本事業による地域產品の売上高及び情報コンテンツの利用数や閲覧数を把握するKPIを設定。

②販促イベントにおける新たな決済システムの導入

これまで、販促イベントでは直売方式での決済方法であったが、都市圏での販促イベントを開催する際、スマホやカード決済できるポータブル決済端末を活用する。利用数をKPIに設定し検証を行う。

③水田DXの検討

衛星データを利用し、水田の水の管理が行える仕組みの研究を行う。これにより、高齢化により人手不足の農業の負担軽減を図る。事業完了年までに1農家で実証することをKPIに設定する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業実施期間内に商社の運営基盤を構築し、ICT技術を活用した商品販路を構築する。また、道の駅において地域產品を活用した独自の商品開発も併せて行うことで事業収益を確保する。

将来的には道の駅との経営統合を図り、相互の安定的な運営事業収益確保を図る。

【A】商社設立事業のための委託費 4年目以降は商社の収益で事業を行う。

【B】物流事業が軌道に乗るまでは時間がかかるため、町のふるさと納税の中間業務を委託することで、会社としての自走性を促す。(町外事業者への発注とせず、本事業で設立する地域商社が受注することで、町内経済の循環を行う)

【C】商社独自に取り扱う、地域產品を活かした商品による収益 特に道の駅での商品を活かし商品開発を行う。

【官民協働】

事業の柱である地域商社設立やICT技術を含むデジタル技術を活用した販路開拓、商品開発を行い、併せてデジタル人材の確保・育成を行い推進する。また、併せて道の駅の再活用についてもコーディネートを行い、連携した商品開発や販路の拡充を推進する。

行政は各関係団体や住民、町内企業の架け橋として組織形成を担う。また上記事業者へ事業場所の確保（サテライトオフィス）、行政データ、サービスデータの提供等の支援を行う。

町内金融機関は融資の相談体制を整備、商工会は経営支援、農業関係団体とは農業の産業化等事業の推進に関わる連携を強化する。

【地域間連携】

事業の拠点場所としては、県と整備したサテライトオフィスを想定している。民間への事業支援や法人化に向け、町・県と連携して支援する体制を構築する。

また、先駆的に取り組んでいる自治体とは、事業推進のための情報交換や、将来的にはそれぞれの自治体の特産品を活用した事業展開を検討する。

【政策・施策間連携】

■地域商社を軸とした一体的な事業展開を行うことにより、農業者や商工業、小規模事業者、地域産業への支援を図ることで、農業では野菜、畜産等の各部門の振興策、商工業では商品開発を行うことで、しごとづくりと雇用づくりを図る。事業にデジタル技術を活用することで、町民の社会受容性を高め、デジタル技術を活用した事業への取り組みへの意識づけを行う。

■既存の道の駅の購買力を高め、地域産品の販路拡大、生産性の向上へつなげる。また、他の自治体（道の駅）との交流事業を行うことで広域的な販路の開拓へつなげる。

■地域商社運営やICT技術の活用と人材育成

人材については地域おこし協力隊制度を活用し、町外からの人材確保と定住化を図る。また、事業場所として、商談の場としてサテライトオフィスを活用することで、オフィススペースの利用やローカル5Gの利用へつなげ、フリーランス及び学生等への創業意識の醸成へつなげる。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

PV/CVR等のITを活用した販路開拓・販売戦略（ポータルサイト内における情報発信のツールとして、また、販促イベント時（スマホやカードのポータブル決済端末）に、IT技術を活用した情報発信を行う）

理由①

これまで、行政が不得手としていた、地域産品のマーケティング、情報発信戦略において民間主導でICT技術を含むデジタル技術を活用する。

取組②

取組①の手法を継続して活用できる人材の育成

理由②

事業完了後の地域商社で、引き続きIT技術を活用した戦略を継承できるデジタル人材の育成を行う。

取組③

行政の施策課題解決と新たな収益確保に向けた取り組み

理由③

高齢化により水田の水の管理が厳しくなっている。衛星を活用した水田の水の管理と併せてカーボンクレジットの取得に向けた研究を行う。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4-2の【数値目標】と同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9月

【検証方法】

玖珠町総合行政審議会にて検証

【外部組織の参画者】

玖珠町住民代表（自治区の代表者）、コミュニティ連合会、社会福祉協議会、農業委員会、建設業協会、商工会、観光協会、老人会、教育委員、社会教育委員、民生委員、公募した住民

【検証結果の公表の方法】

玖珠町ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 130,190 千円

⑧ 事業実施期間

#N/A から 2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1)該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2)該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3)該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】と同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】と同じ。